

有料老人ホーム自主点検表

～新旧対照表～

<新>

<旧>

9 頁

7 職員の配置、研修及び衛生管理等		チェック	備考
(1)	職員の配置		
一	職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>	運営規程、重要事項説明書、管理規程
イ	管理者（職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない））	<input type="checkbox"/>	
	管理者の就任年月日		
	(補足) 有料老人ホームの管理者の変更を行った場合は、変更の日から1か月以内に県の長寿社会課へ届出を行うこと。なお、サービス付き高齢者向け住宅の管理者の変更に関しては届出は不要。		

補足を修正した  
(有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の届出の違いについて記載した)

7 職員の配置、研修及び衛生管理等		チェック	備考
(1)	職員の配置		
一	職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>	運営規程、重要事項説明書、管理規程
イ	管理者（職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない））	<input type="checkbox"/>	
	管理者の就任年月日		
	(補足) 管理者の変更を行った場合は、変更の日から1か月以内に県の長寿社会課へ届出を行うこと。（長崎県有料老人ホーム設置運営指導要領第10条）		

10 頁

(2) 職員の研修		チェック	備考
一	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
二	介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。また、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した職員についても採用後1年を経過するまでに同研修を受講させること。	<input type="checkbox"/>	

右の削除に伴い、採用後1年を経過するまでの研修については、ここに追加し記載した

(2) 職員の研修		チェック	備考
一	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
二	介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	<input type="checkbox"/>	
	(なお、上記の二に示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、令和6年3月31日までは努力義務とし、また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。)		
	<small>&lt;参考&gt; 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）</small>		令和3年改正省令 附則第5条

令和6年3月31日までの努力義務期間を経過したことにより削除した

12 頁

(5) 業務継続計画の策定等		チェック	備考
イ	感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。	<input type="checkbox"/>	
ロ	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	
ハ	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	<input type="checkbox"/>	

令和6年3月31日までの努力義務期間を経過したことにより削除した

(5) 業務継続計画の策定等		チェック	備考
イ	感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。	<input type="checkbox"/>	
ロ	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	
ハ	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	<input type="checkbox"/>	
	(なお、業務継続計画の策定等(上記のイ、ロ、ハ)については、令和6年3月31日までは努力義務)		令和3年改正省令 附則第3条

有料老人ホーム自主点検表 ~新旧対照表~

<新>

<旧>

12 頁

(7) 衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。		
イ	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	
ロ	感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。 指針作成年月日	<input type="checkbox"/>	
ハ	職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	

令和6年3月31日  
までの努力義務期  
間を経過したこと  
により削除した

(7) 衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。		
イ	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	
ロ	感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。 指針作成年月日	<input type="checkbox"/>	
ハ	職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	
	(なお、感染症及びまん延の防止等(上記のイ、ロ、ハ)については、令和6年3月31日までは努力義務)		令和3年改正省令 附則第4条

17 頁

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。			
イ	同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。	<input type="checkbox"/>	
ロ	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/>	
ハ	虐待の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	
ニ	職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	<input type="checkbox"/>	
ホ	ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	
ヘ	その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>	

令和6年3月31日  
までの努力義務期  
間を経過したこと  
により削除した

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。			
イ	同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。	<input type="checkbox"/>	
ロ	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/>	
ハ	虐待の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	
ニ	職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	<input type="checkbox"/>	
ホ	ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	
ヘ	その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>	
	(なお、ロからホに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等については、令和6年3月31日までは努力義務)		令和3年改正省令 附則第2条